

注 意 喚 起

基準日前1年間の新築住宅の引渡し戸数が0である
建設業者・宅地建物取引業者の皆様へ

令和7年3月31日基準日以降

基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である
旨の保険契約締結証明書等の送付は**廃止**されます！
基準日届出手続の失念にご注意ください！

1. 令和7年3月31日基準日以降の届出における注意点

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人から送付していた「**基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である旨**」の保険契約締結証明書等の**送付が廃止**され、届かなくなります。
- ②基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸であっても、**基準日前10年間に1戸以上引き渡している場合は、国土交通大臣又は都道府県知事に届出を行う義務※**がありますのでご注意ください。

※届出をしていない場合は、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、**新たに新築住宅の請負契約や売買契約を締結することが禁止**されます。
また、**住宅瑕疵担保履行法に基づく罰則や、建設業法又は宅地建物取引業法に基づく処分の対象**となることがあります。

2. 届出書の提出方法

届出書を**基準日（毎年3月31日）から3週間以内**に、**建設業許可又は宅地建物取引業免許を受けている行政庁**に提出してください。

3. 基準日届出等に関する情報サイト

届出に必要な情報などを掲載していますので、是非ご活用ください。

○「住まいのあんしん総合支援サイト」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

QRコードからもアクセスできます→



国土交通省

不動産・建設経済局
住 宅 局

建設業課
不動産業課
参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付